

人権チェックリスト

平成30年

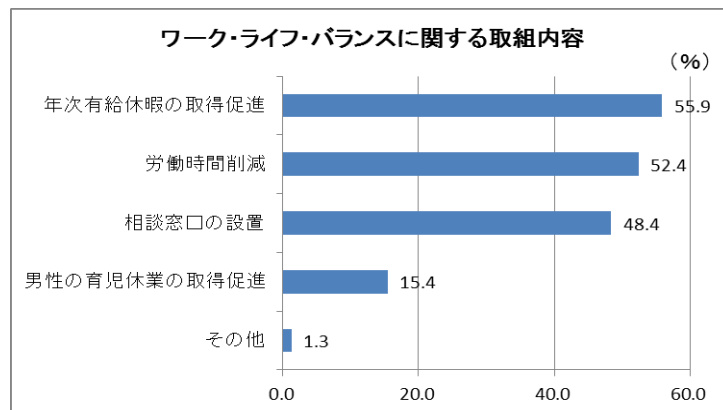
7月号



ワーク・ライフ・バランスについて

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

平成29年度和歌山県労働条件等実態調査によると、87.1%の事業所がワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組を実施しており、その内容は次のとおりです。



年次有給休暇取得促進を実施している事業所のうち、具体的な取組内容として多いのが、「社員への残日数の告知」や「取得計画や目標の作成・提出」であり、また労働時間削減については、「時間外労働の事前申告制導入」や「従業員間の労働時間の平準化」が多くなっています。

チェック

働く人の立場に立って一人ひとりの実情に応じた多様な働き方が選択できる社会を実現するため、労働基準法など8つの法律を一括で改正する「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が平成30年6月29日に成立しました。

労働時間の削減や有給休暇の取得促進によりワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、従業員の過労死や心身の不調の防止につながります。また、事業所側にとっても従業員のモチベーションの上昇や生産性の向上、人材の確保・定着などのメリットがあります。これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていきましょう。

相談窓口

◎労働情報センター（労働相談室）

TEL：073-436-0735（火・水・木・金曜 16：00～20：00）

（土・日曜10：00～16：00 祝日、年末年始除く）

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

